**○関東地方整備局告示第百十三号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月三十日　関東地方整備局長　大西　亘

一　施行者の名称　栃木県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十九年関東地方整備局告示第二百九十三号小山栃木都市計画道路事業三・四・二百十二号栃木駅東通り
三　事業施行期間　自平成十九年八月二十四日至平成三十年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

**○関東地方整備局告示第百十四号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月三十日　関東地方整備局長　大西　亘

一　施行者の名称　栃木県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十三年関東地方整備局告示第十八号宇都宮都市計画道路事業三・三・百二号宇都宮水戸線及び三・四・百四号宮の橋不動前線
三　事業施行期間　自平成十三年二月二十二日至平成三十八年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

**○関東地方整備局告示第百十五号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月三十日　関東地方整備局長　大西　亘

一　施行者の名称　神奈川県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二年建設省告示第千二百七十七号横須賀都市計画道路事業三・三・二号安浦下浦線及び三・四・一号大津長沢線
三　事業施行期間　自平成二年七月二日至平成三十四年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

**○関東地方整備局告示第百十六号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月三十日　関東地方整備局長　大西　亘

一　施行者の名称　神奈川県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成五年建設省告示第二千二百九十四号横須賀都市計画道路事業三・三・四号久里浜田浦線及び三・五・一号横須賀葉山線
三　事業施行期間　自平成五年十二月九日至平成三十年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

**○関東地方整備局告示第百十七号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月三十日　関東地方整備局長　大西　亘

一　施行者の名称　神奈川県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十二年関東地方整備局告示第二百三十三号平塚都市計画道路事業三・三・六号湘南新道
三　事業施行期間　自平成二十二年四月二十日至平成三十四年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

**○関東地方整備局告示第百十八号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月三十日　関東地方整備局長　大西　亘

一　施行者の名称　神奈川県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十二年建設省告示第四十九号湯河原都市計画道路事業三・六・一号湯河原箱根仙石原線
三　事業施行期間　自平成十二年一月十七日至平成三十一年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

**○関東地方整備局告示第百十九号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月三十日　関東地方整備局長　大西　亘

一　施行者の名称　埼玉県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成九年建設省告示第二千十号草加都市計画道路事業三・四・二十一号草加彦成線
三　事業施行期間　自平成九年十二月一日至平成三十年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし